

# 第115期 定時株主総会招集ご通知

## 日時

2021年6月25日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

## 場所

千葉市中央区千葉港5番45号  
当行千葉みなと本部2階  
アルファ  
αガーデンホール

## 議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 取締役等に対する業績  
連動型株式報酬等の額  
及び内容決定の件

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主の皆さまには、極力、ご来場をお控えいただき書面又はインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当行ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

当行ウェブサイト <https://www.keiyobank.co.jp/ir/investors/library/sokai.html>

また、このような状況をふまえ株主総会ご出席者へのお土産のご提供を取りやめさせていただきます。何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード 8544  
2021年6月3日  
千葉市中央区富士見1丁目11番11号  
**株式会社京葉銀行**  
取締役頭取 **熊谷 俊行**

## 第115期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第115期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会につきましては、近時の新型コロナウイルスへの感染状況をふまえ、株主の皆さまには、極力、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月24日（木曜日）午後5時10分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 
- |               |   |
|---------------|---|
| <b>1 日 時</b>  | <b>2021年6月25日（金曜日）午前10時</b><br>(受付開始：午前9時)  |
| <b>2 場 所</b>  | 千葉市中央区千葉港5番45号<br><b>当行千葉みなと本部2階<sup>7A7</sup>αガーデンホール</b>  |
| <b>3 目的事項</b> |   |
| <b>報告事項</b>   | 1. 第115期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）<br>事業報告及び計算書類報告の件<br>2. 第115期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）<br>連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告<br>の件 |
| <b>決議事項</b>   |   |
| <b>第1号議案</b>  | 剰余金の処分の件  |
| <b>第2号議案</b>  | 取締役3名選任の件   |
| <b>第3号議案</b>  | 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件  |
- 

以 上

## 新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について

### 1. 議決権行使についてのお願い

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、株主の皆さまには、健康状態にかかわらず、極力、ご出席を見合わせていただき、書面又はインターネット等による議決権行使をお願い申し上げます。特に感染による影響が大きいとされるご高齢の方、基礎疾患を有する方、妊娠中の方等におかれましては、慎重な判断をお願いいたしますとともに、**書面又はインターネット等による議決権行使をご活用いただくことを強くお勧めいたします。**

### 2. 株主総会の運営について

- ① ご来場の方にはマスクの着用、手指のアルコール消毒等、感染拡大防止措置にご協力をお願いいたします。
- ② 当行関係者も体調を確認のうえ、マスク等を着用し対応させていただく予定でございます。
- ③ 感染リスクを低減させるため、株主さまの座席は間隔を広げてご用意いたしますので、例年よりも座席数が大幅に減少いたします。  
**そのため、ご来場いただきましても、座席数に達した場合には、入場をお断りする場合がございますので何とぞご了承くださいますようお願い申し上げます。**
- ④ 株主総会会場へのご入場に際し体温計測装置（サーモグラフィカメラ）を設置させていただき、一定以上の体温が計測された株主さま、又は体調不良とお見受けした株主さまにつきましては、当行スタッフがお声かけのうえ、誠に恐れ入りますが入場をお断りする場合がございますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ⑤ 株主総会の議事は例年より短時間でを行う方法を検討しております。
- ⑥ **お土産の配布、飲料のご提供はございません。**
- ⑦ 株主総会の模様につきましては、後日、当行ウェブサイトにて配信を予定しております。
- ⑧ 上記のほか、状況に応じて対応をとらせていただく場合がございますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

### 3. その他

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、当行ウェブサイトにてお知らせいたします。

当行ウェブサイト <https://www.keiyobank.co.jp/ir/investors/library/sokai.html>



## 議決権行使についてのご案内

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）  
午後5時10分到着分まで



### インターネット等で議決権を行使される場合

4～5ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）  
午後5時10分入力完了分まで



### 株主総会に出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年6月25日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

■ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち以下の事項につきましては、法令及び当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には掲載しておりません。

- ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」
- ②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

なお、これらの事項は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、計算書類及び連結計算書類に含まれております。

■ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載させていただきます。

■ 当日当行では、軽装（クールビズ）で対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

当行ウェブサイト <https://www.keiyobank.co.jp/ir/investors/library/sokai.html>



## インターネット等による議決権行使のご案内

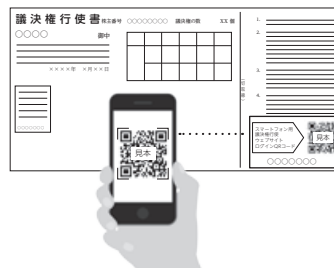
# QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく  
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

「スマート行使」でのスマートフォン等の操作方法に関するお問い合わせ  
株主名簿管理人 日本証券代行株式会社  
代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル  
0120 (707) 743 (フリーダイヤル)  
受付時間 9:00～21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開くので議決権行使方法を選んでください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。  
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト<https://www.e-sokai.jp>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。  
詳しくは同封の「スマート行使」のご利用案内をご覧ください。



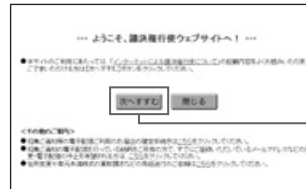
※上記画像はイメージです。  
実際の画面とは異なります。

# 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

## ❗ご注意事項

- ① 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主さまのご負担となります。
- ① 重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

## インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社  
代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

0120 (707) 743 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

## 機関投資家の皆さまへ

機関投資家の皆さまにおかれましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案

## 剰余金の処分の件

銀行業としての公共性に鑑み、健全経営と内部留保の充実に努めますとともに、ステークホルダーへの適切な配分を行うという基本方針のもと、以下のとおり当期の期末配当をいたしたいと存じます。

なお、内部留保金につきましては、お客さまへのサービス向上のための設備投資を行うとともに、経営基盤の拡充や経営体質の強化のため有効に活用してまいりたいと考えております。

### 1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金10円とし、配当総額は1,306,628,480円といたしたいと存じます。

また、中間配当金として9円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき19円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日といたしたいと存じます。

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 5,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

**第2号議案****取締役3名選任の件**

取締役熊谷俊行、市川達史及び秋山勝貞の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当行における地位
1	くま がい とし ゆき <b>熊 谷 俊 行</b> <b>再任</b>	取締役頭取（代表取締役）
2	いち かわ たつ し <b>市 川 達 史</b> <b>再任</b>	取締役常務執行役員
3	あき やま かつ さだ <b>秋 山 勝 貞</b> <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	取締役（社外取締役）

**再任** 再任取締役候補者

**社外** 社外取締役候補者

**独立** 東京証券取引所の定めに基づく独立役員



## 取締役候補者

候補者番号

1

くまがい

熊谷

としゆき

俊行

(1957年11月25日生)

再任

所有する当行の株式数  
55,500株

### 略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1981年 5月 当行入行  
2009年 6月 同取締役経営企画部長  
2012年 6月 同常務取締役経営企画部長  
2014年 6月 同専務取締役  
2016年 6月 同取締役頭取（現任）  
監査部担当

### 取締役候補者とした理由

浦安支店長、経営企画部長等を歴任したほか、2009年6月より取締役に、2016年6月からは取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

いちかわ

市川

たつし

達史

(1963年10月9日生)

再任

所有する当行の株式数  
18,600株

### 略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1987年 5月 当行入行  
2014年 6月 同個人融資部長  
2016年 6月 同執行役員経営企画部長  
2018年 6月 同常務執行役員  
2019年 6月 同取締役常務執行役員（現任）  
融資部担当

### 取締役候補者とした理由

個人融資部長、執行役員経営企画部長、常務執行役員等を歴任したほか、2019年6月より取締役常務執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

あきやま

秋山

かつさだ

勝貞

(1950年11月28日生)

再任

社外

独立

所有する当行の株式数

0株

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1974年 4月	日本銀行入行
1981年 7月	同秘書室
1983年 7月	同ロンドン駐在参事付
1992年 5月	同企画局政策広報課長
1994年10月	同企画局調整課長
1997年 7月	同下関支店長
1998年 9月	同考査局考査役
2000年 5月	同発券局長
2003年 5月	同政策委員会室長
2005年 9月	一般社団法人第二地方銀行協会 常務理事
2015年 6月	株式会社サンテック社外監査役
2015年 6月	当行社外取締役（現任）

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

日本銀行の発券局長、政策委員会室長等の職務を通じて培ってきた金融全般における豊富な知識・経験を有しており、中長期的な経営課題やガバナンスの強化について有益な助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割や高い監督機能の発揮を期待して、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

### 独立性について

同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏が2015年6月まで常務理事を務めておられた一般社団法人第二地方銀行協会へ会費等の支払いを行っておりますが、2020年度の取引額は、同協会経常収益の1%未満であり、独立性に影響を与えるものではございません。

- (注) 1. 取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 秋山勝貞氏は社外取締役候補者であります。なお当行は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者の責任限定契約について  
秋山勝貞氏が選任された場合、当行は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当行は保険会社との間で取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 〈ご参考〉 社外役員の独立性判断基準

当行における社外取締役又は社外監査役は、現在又は最近（注1）において、以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

1. 当行を主要な取引先（注2）とする者、それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、又は、その重要な子会社の業務執行者。
2. 当行の主要な取引先（注3）である者、それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、又は、その重要な子会社の業務執行者。
3. 当行から役員報酬以外に、過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）。
4. 当行の主要株主（注4）、又はその業務執行者。
5. 次に掲げる者（重要（注5）でない者を除く）の近親者（注6）。
  - (1) 上記1から4までに該当する者。
  - (2) 当行及びその子会社の取締役、監査役及び重要な使用人等。

（注1）実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

（注2）当行より、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上の支払がある先。

（注3）当行に対し、当行の直近事業年度の連結業務粗利益の2%以上の支払のある先。

（注4）総議決権の10%以上を所有する株主。

（注5）業務執行者については会社・取引先の役員を、会計事務所や法律事務所等に所属する者については、公認会計士や弁護士などを指す。

（注6）二親等内の親族。

## 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当行の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。）及び執行役員（国内非居住者を除く。取締役と併せて、以下「取締役等」という。）の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬型ストック・オプション」で構成されていますが、株式報酬型ストック・オプションに代えて、新たに、当行の取締役等を対象に、役位及び業績目標の達成度等に応じて当行株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、経営戦略と報酬戦略を紐づけすることで、取締役等の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、2011年6月29日開催の第105期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額480百万円以内）とは別枠で、取締役等に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

第2号議案「取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる当行の取締役は6名となります。また、本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は10名となります。

なお、上記のとおり、本制度は、執行役員も対象としており、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案ではそれらの執行役員が本制度の対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等の報酬等として、その額及び内容を提案するものであります。

また、本議案の承認可決を条件として、2011年6月29日開催の第105期定時株主総会においてご承認いただいております株式報酬型ストック・オプションの報酬枠を廃止し、新たに株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の付与は行わず、本制度の対象となる取締役等に付与済みの株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権のうち未行使のものにつきましては、当該取締役等において権利放棄することとし、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、放棄した新株予約権の目的となる株式数相当のポイントを本制度において付与いたします。

本議案が原案どおり承認可決された場合、今後の当行の取締役等の報酬体系は、「基本報酬」、「賞与」及び「業績連動型株式報酬」により構成されることとなります。

## 〈ご参考〉取締役等の報酬体系

〈現状〉

基本報酬	賞与	株式報酬型 ストック・オプション
金銭報酬		非金銭報酬
業績非連動	短期業績連動	業績非連動



〈本議案が原案どおり承認可決された場合〉

基本報酬	賞与	業績連動型 株式報酬
金銭報酬		非金銭報酬※
業績非連動	短期業績連動	中長期業績連動

※非金銭報酬には、当行株式の換価処分金相当額の金銭を含みます。

## 2. 本制度における報酬等の額及び内容等

### (1) 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する取締役等の報酬額を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役等に当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当行株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。（詳細は（2）以降のとおり。）

①本制度の対象となる当行株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 当行の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く）</li><li>・ 当行の執行役員（国内非居住者を除く）</li></ul>
②当行が拠出する金員の上限（下記（2）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本年度から開始する3事業年度（以下「対象期間」という）を対象とし、対象期間ごとに440百万円を上限</li><li>・ ただし、当初の対象期間においては、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置分として、300百万円を上限とする金員を別途拠出</li></ul>
③対象取締役に交付等が行われる当行株式等の数の上限（下記（3）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限は、353,000ポイント（1ポイントは当行株式1株）</li><li>・ ただし、本年度においては、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として498,600ポイントを上限として別途ポイントを付与</li></ul>
④当行株式の取得方法（下記（2）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 当行株式は株式市場又は当行（自己株式処分）から取得予定</li><li>・ 取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限に相当する株式数の発行済株式総数（2021年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.27%</li></ul>
⑤業績達成条件の内容（下記（3）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 毎事業年度の中期経営計画における業績目標の達成度等に応じて変動</li></ul>
⑥当行株式等の交付等の時期（下記（4）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 取締役等の退任時（取締役等が死亡した場合は死亡時）</li></ul>

### (2) 当行が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（以下「対象期間」という。）を対象とします。当初は、2022年3月31日で終了する事業年度から2024年3月31日で終了する事業年度までを対象期間とします。

当行は、対象期間ごとに440百万円を上限とする金員を、当行の取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（下記の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。また、当初の対象期間に関しては、当行は440百万円を上限とする金員に加えて、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として付与するポイントにかかる株式の取得原資として300百万円を上限とする金員を、当行の取締役等への報酬として拠出し、本信託を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当行株式を株式市場又は当行（自己株式処分）から取得します。当行は、信託期間中、取締役等に対するポイント（下記（3）のとおり。）の付与を行い、本信託は当行株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。当行は延長された信託期間ごとに、440百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当行株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当行株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当行株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当行が追加拠出する信託金の合計額は、440百万円の範囲内とします。

また、信託期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対する新たなポイントの付与は行われませんが、当該取締役等に対する当行株式等の交付等が完了するまで、本信託の信託期間を延長させることがあります。

### (3) 取締役等に交付等が行われる当行株式等の数の算定方法及び上限

信託期間中の毎事業年度終了後の所定の時期に、取締役等に対して、毎事業年度における役位及び中期経営計画における業績目標の達成度等に応じて一定のポイントを付与します。

また、本年度においては、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、本制度の開始後遅滞なく、本制度導入に伴い株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を放棄した取締役等に対して、放棄した新株予約権の目的となる株式数相当のポイントを付与します。

付与したポイントは、毎年累積し、取締役等の退任時にポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当行株式等の交付等を行います。

なお、1ポイントは当行株式1株とします。ただし、信託期間中に当行株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当行株式数の調整がなされます。

当行の取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの総数は、353,000ポイントを上限とします。このポイントの総数の上限は、上記（2）の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定しています。ただし、本年度においては、かかる1事業年度あたりに付与されるポイントの総数の上限とは別に、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、当行の取締役等に対して498,600ポイントを上限とするポイントを付与します。

#### **(4) 取締役等に対する当行株式等の交付等の方法及び時期**

受益者要件を充足した取締役等は、当該取締役等の退任時に、上記（3）に基づき算出される数の当行株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役等は、累積ポイントの80%（単元未満株式は切り捨て）に相当する数の当行株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、取締役等が信託期間中に死亡した場合、その時点の累積ポイントに応じた当行株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。また、信託期間中に取締役等が国内非居住者となった場合は、その時点の累積ポイントに応じた当行株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を、当該取締役等が受けるものとします。

#### **(5) 本信託内の当行株式に関する議決権**

本信託内の当行株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

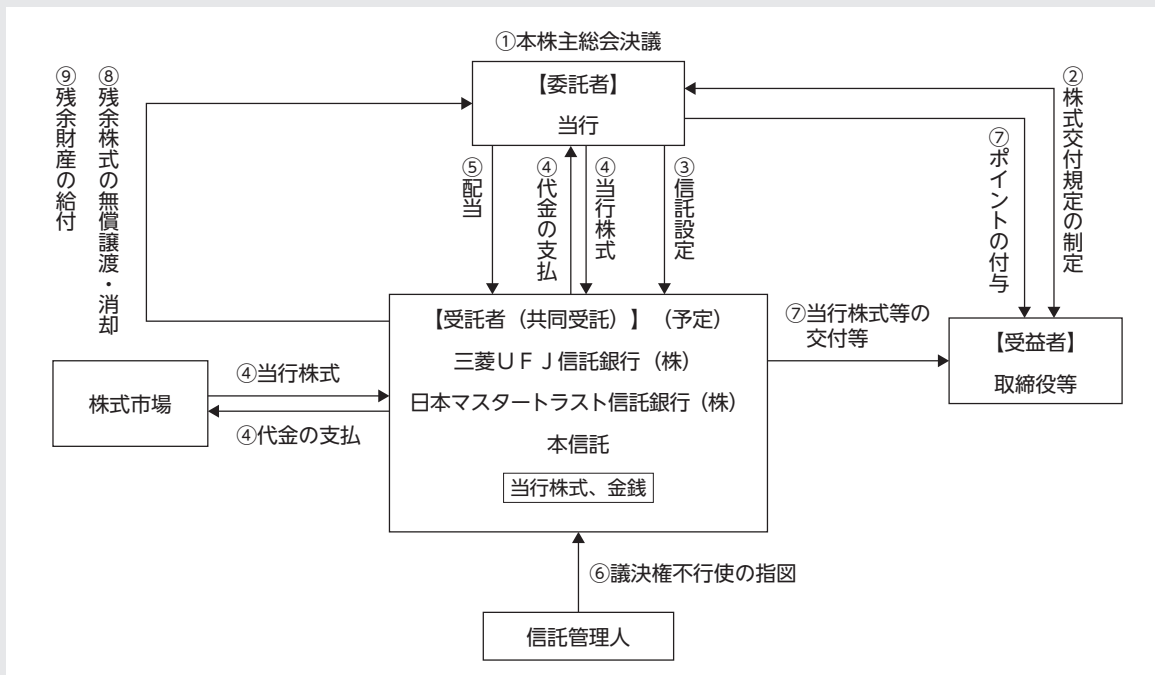
#### **(6) その他の本制度の内容**

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

なお、本制度の詳細については、2021年5月12日付「[株式報酬型ストック・オプション制度]」の廃止および「業績連動型株式報酬制度」の導入に関するお知らせ」をご参照ください。



## 〈ご参考〉 2021年5月12日付プレスリリースからの抜粋



- ①当行は、本株主総会において、本制度の導入に関する承認決議を得ます。
- ②当行は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規定を制定します。
- ③当行は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で当行の取締役等に対する報酬の原資となる金銭を信託に拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする本信託を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、当行株式を株式市場または当行（自己株式処分）から取得します。なお、本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。

- ⑤本信託内の当行株式に対しても、他の当行株式と同様に配当が行われます。
- ⑥本信託内の当行株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、毎事業年度における役位及び業績目標の達成度等に応じて、毎年、取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等の退任時に累積ポイントに応じて当行株式等について交付等を行います。
- ⑧業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当行に当該残余株式を無償譲渡し、当行は取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当行に帰属する予定です。

(注) 受益者要件を充足する取締役等への当行株式等の交付等により信託内に当行株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当行は、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当行株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

## 〈ご参考〉信託契約の内容

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
③委託者	当行
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社（予定） （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定））
⑤受益者	取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者
⑥信託管理人	専門実務家であって当行と利害関係のない第三者
⑦信託契約日	2021年8月（予定）
⑧信託の期間	2021年8月（予定）～2024年8月（予定）
⑨議決権行使	行使しないものとします。
⑩取得株式の種類	当行普通株式
⑪信託金の上限額	740百万円（予定）（信託報酬及び信託費用を含む。）
⑫株式の取得方法	株式市場又は当行（自己株式処分）より取得
⑬帰属権利者	当行
⑭残余財産	帰属権利者である当行が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

以 上

## 1 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

#### 【主要な事業内容】

当行は、千葉県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出業務を中心に、内国為替業務、外国為替業務、日本銀行代理店等の代理業務、有価証券投資業務、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務、信託代理店業務等を行い、地域のお客さまに幅広い金融商品・サービスを提供しております。

#### 【金融経済環境】

2020年度の金融経済情勢を顧みますと、わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業の生産活動や家計の消費活動が停滞し、厳しい状況が続きました。5月の緊急事態宣言解除後、経済活動が徐々に再開するも、輸出や生産などで一部持ち直しの動きがみられましたが、年末にかけて感染症が再拡大したことで、個人消費が弱含むなど、依然として先行きは不透明な状況にあります。

当行の経営基盤である千葉県経済においても、企業活動の停滞により雇用情勢が悪化するなど、厳しい状況が続きました。

金融面では、日本銀行の金融緩和と政府の財政政策などにより、日経平均株価は前年度末の18,000円台から大幅に上昇し、約30年ぶりに一時30,000円台を回復するなど、年度を通じて上昇基調が続きました。また、長期金利は、2020年内は概ね0%近傍での推移となりましたが、年度末にかけては、米金利上昇などを背景に、一時0.175%まで上昇しました。

## 【事業の経過及び成果】

### \*預 金\*

個人預金、法人預金共に要求払預金が増加したことにより、前期比2,614億円増加し4兆9,297億円となりました。このうち、個人預金は2,267億円増加し3兆9,141億円となり、預金全体に占める割合も79.3%と高い水準を維持しております。

### \*貸 出 金\*

住宅ローンを中心とする個人向け貸出の推進や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、お取引先の資金繰り支援に積極的に取り組んだ結果、前期比1,814億円増加し3兆8,756億円となりました。このうち、個人及び中小企業に対する貸出金は、前期比1,153億円増加し3兆1,113億円となり、貸出金全体に占める割合は80.2%となっております。

### \*有価証券\*

国内の低金利環境が継続する中、相対的に利回りの高い国債の償還に対応するため、適正なリスク管理のもとで運用の多様化に取り組んだ結果、前期比1,135億円増加し1兆457億円となりました。

### \*経営成績\*

経常収益は、役務取引等収益が増加した一方、国債等債券売却益や株式等売却益が前期を下回ったこと等により、前期比50億60百万円減少し621億41百万円となりました。経常費用は、貸倒引当金繰入額が前期を下回る等、与信関連費用の発生状況が大きく改善したことが主な要因となり、前期比88億37百万円減少し505億57百万円となりました。この結果、経常利益は前期比37億76百万円増加し115億84百万円、当期純利益は18億46百万円増加し73億58百万円となりました。

### \*店 舗\*

店舗については、効率的な営業体制を構築し、お客さまにより質の高いコンサルティングサービスを提供するため、複数の店舗が一体となって営業活動を行う「エリア制」の取り組みを拡大するとともに、“店舗内店舗方式”で4カ店（注）を移転いたしました。また、住宅ローン等の相談拠点として千葉県内に4カ所設置しているローンプラザのうち、成田ローンプラザを2021年3月に廃止いたしました。

店舗外ATMについては、効率的な配置を行うため拠点の見直しを実施し、3カ所を新設、16カ所を廃止いたしました。

2021年3月末において店舗数は、122カ店（うち出張所2カ店）、店舗外ATMは149カ所となっております。

（注）大久保支店を実叡支店内、品川支店を東陽町支店内、五香出張所を常盤平支店内、誉田支店を鎌取支店内に移転

## 【当行が対処すべき課題】

地域金融機関を取り巻く経営環境は、低金利政策の長期化による資金運用利回りの低下に加え、足元では新型コロナウイルス感染症の影響による企業業績の悪化が懸念されるなど、厳しい環境が継続しています。また、少子高齢化・人口減少の進行やライフスタイルの変化、デジタル技術の進展を背景に、お客さまの課題やニーズは、年々多様化・高度化しています。

こうした中、京葉銀行グループは、2021年4月より3年間を計画期間とする第19次中期経営計画「 $\alpha$  ACTION PLAN2024～さらなる進化～」をスタートさせました。本計画で掲げる以下の3つの基本戦略のもと、経営環境の変化にも揺るがない、持続可能なビジネスモデルの構築を図っていくとともに、これまで以上に地域経済へ積極的に貢献することで、地域やお客さまとの「確かな“きずな”を、未来へ。」とつなげてまいります。

## 【基本戦略① 課題解決型営業の強化】

第18次中期経営計画より注力してきた、さまざまな課題解決の取り組みをさらに強化すべく、グループ一体でソリューション営業体制の高度化を図るとともに、他行や異業種など、外部パートナーとの連携も強化してまいります。

そのうえで、お客さまお一人おひとりに寄り添い、相続・事業承継、財務改善や販路開拓、業務のデジタル化を通じた生産性の向上など、多様なソリューションを提供してまいります。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているお客さまへの支援については、引き続き最優先で取り組み、資金繰り支援に留まらない、幅広いサポートの提供に努めてまいります。

## 【基本戦略② 生産性の向上と人材の育成】

地域やお客さまニーズの変化に合わせた効率的な店舗営業体制を構築すべく、第18次中期経営計画で試行した「エリア制」を全店に拡大します。併せて、業務改革を通じた営業活動時間の最大化と非対面チャネルの機能強化に取り組むことで、「オムニチャネル戦略」を進化させ、対面・非対面の双方で、お客さまへ高い付加価値を提供してまいります。

また、各種専門ソリューション分野やデジタル分野などの重点分野へ、人員を戦略的に再配置するとともに、外部との人事交流を活性化させることで、お客さまの課題解決やDX（注1）推進を担う、多様な専門人材を育成してまいります。

## 【基本戦略③ 経営基盤の強化】

新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえつつ、信用リスクをはじめとするリスク管理態勢のさらなる強化を図ってまいります。また、お客さまサービス向上に資する前向きな投資は維持しつつも、生産性向上を通じた経費削減を推し進め、収益力の強化を図ってまいります。

加えて、コーポレート・ガバナンス体制の充実やSDGs（注2）についても積極的に取り組んでいくほか、引き続き、財務の健全性、資本効率及び株主還元の最適なバランスを追求し、企業価値の向上に

努めてまいります。

こうした取り組みのもと、第19次中期経営計画で掲げる3つの経営指標の目標達成を目指してまいります。全てのステークホルダーの皆さまからの信頼、ご期待にお応えできるよう、京葉銀行グループの役職員一同全力を尽くしてまいりますので、株主の皆さまにおかれましても、引き続き力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### 【第19次中期経営計画で目標とする3つの経営指標】

項目	2021年3月期実績	2024年3月期目標
親会社株主に帰属する当期純利益	73.8億円	80億円
自己資本比率（連結）	11.2%	11%程度
OHR（単体）	65.9%	60%台

(注1) DX : デジタル技術を活用することで、ビジネスモデルやサービスなどを、社会やお客さまのニーズを基に、より良いものへと変革していくこと。  
(Digital Transformation)

(注2) SDGs : 国連が「国際社会が2030年までに貧困を撲滅し、持続可能な社会を実現するための重要な指針」として採択した持続可能な開発目標。  
(Sustainable Development Goals)

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	4,421,556	4,558,429	4,668,215	4,929,715
定期性預金	1,858,734	1,892,517	1,847,448	1,739,085
その他	2,562,822	2,665,911	2,820,767	3,190,629
貸 出 金	3,454,364	3,613,361	3,694,226	3,875,676
個人向け	1,475,063	1,547,390	1,617,299	1,687,695
中小企業向け	1,344,622	1,412,894	1,378,688	1,423,631
その他	634,678	653,075	698,239	764,349
商品有価証券	4,195	4,247	3,931	3,656
有 価 証 券	927,211	887,315	932,147	1,045,707
国 債	594,997	598,216	571,637	529,442
その他	332,213	289,098	360,510	516,265
総 資 産	4,785,243	4,890,752	4,990,288	5,547,300
内 国 為 替 取 扱 高	13,943,477	14,369,896	14,543,625	14,190,346
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 451	百万ドル 419	百万ドル 333	百万ドル 210
経 常 利 益	17,364	15,326	7,808	11,584
当 期 純 利 益	12,093	10,526	5,511	7,358
1株当たり当期純利益	91円71銭	79円76銭	42円11銭	56円32銭

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 2018年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。1株当たり当期純利益については、2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、算定しております。



### (3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	1,997人
平 均 年 齢	38年9月
平 均 勤 続 年 数	16年7月
平 均 給 与 月 額	384千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。  
 2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 3. 平均給与月額は、3月中の税込み平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

### (4) 営業所等の状況

#### イ 営業所数

	当 年 度 末
	店 うち出張所
千 葉 県	119 ( 2 )
東 京 都	3 ( - )
合 計	122 ( 2 )

- (注) 1. 千葉県内119店には、インターネット支店（1カ店）、店舗内店舗方式で移転した布佐支店、佐倉山王出張所、西千葉支店、藤崎支店、大久保支店、五香出張所、誉田支店を、東京都内3店には、店舗内店舗方式で移転した品川支店を含んでおります。  
 2. 上記のほか、両替出張所及び店舗外ATMを以下のとおり設置しております。  
 また、当年度において成田ローンプラザを廃止いたしました。

	当 年 度 末
両 替 出 張 所	3カ所
店 舗 外 A T M	149カ所

- 1. 当年度新設営業所  
 該当ございません。

## 2. 当年度廃止営業所

該当ございません。

- (注) 1. 当年度において両替出張所を、1カ所廃止いたしました。  
2. 当年度において店舗外ATMを、3カ所新設いたしました。  
3. 当年度において店舗外ATMを、16カ所廃止いたしました。

## ハ 銀行代理業者の一覧

該当ございません。

## ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ございません。

## (5) 設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	4,583
---------------	-------

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソ フ ト ウ ェ ア	2,568
店 舗 投 資 等	664
事 務 機 器 投 資 等	1,350

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

- イ 親会社の状況  
該当ございません。
- ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社京葉銀 キャピタル& コンサルティング	千葉市中央区千葉港 5番45号	ファンド運営業務、M&A業務及び コンサルティング業務	50百万円	100%	—
株式会社京葉銀 カード	千葉市中央区本町 3丁目2番6号	クレジットカード業務、金銭の貸付 並びに信用保証業務他	50百万円	5%	—
株式会社京葉銀 保証サービス	千葉市中央区富士見 1丁目11番11号	住宅ローンを中心とする個人ローン の保証業務及び不動産の調査業務	30百万円	5%	—

(注) 連結される子会社及び子法人等は上記3社であり、持分法適用会社は該当ございません。  
当期の連結経常収益は62,957百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は7,383百万円となりました。

### 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀38行と都市銀行、信託銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金・信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
3. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・現金自動入金のサービスを行っております。
4. 当行、株式会社千葉銀行、株式会社千葉興業銀行、6信用金庫、農林中央金庫千葉支店、中央労働金庫、3信用組合及び千葉県内の農業協同組合との提携により、C-NETシステム（共同資金決済システム）の相互利用によるC-NET代金回収サービスの提供を行っております。
5. 株式会社イーネット及び株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行、株式会社イオン銀行、株式会社ビューカードとの提携により、コンビニエンスストア、ショッピングセンター、駅等に設置された現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。

**(7) 事業譲渡等の状況**

該当ございません。

**(8) その他銀行の現況に関する重要な事項**

該当ございません。

## 2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
熊谷 俊行	取締役頭取 (代表取締役) 監査部		
橋本 清	取締役副頭取 (代表取締役) リスク管理部 資産査定室 お客様相談室 秘書室		
秋山 智	取締役 専務執行役員 営業統括部 法人営業部 個人営業部		
市川 達史	取締役 常務執行役員 融資部		
藤崎 一男	取締役 常務執行役員 資金証券部 総務部		
佐藤 聖治	取締役 常務執行役員 経営企画部 東京事務所 営業企画部 デジタルビジネス推進部		
齋藤 康	取締役 (社外取締役)		
秋山 勝貞	取締役 (社外取締役)		
内村 廣志	取締役 (社外取締役)		
戸部 知子	取締役 (社外取締役)		
高橋 弘一	常勤監査役		
稗田 一浩	常勤監査役		
小野 功	監査役 (社外監査役)	株式会社日立ソリューションズ 名誉相談役	
花田 力	監査役 (社外監査役)	京成電鉄株式会社 相談役 株式会社オリエンタルランド 社外取締役	
岩原 淳一	監査役 (社外監査役)		

- (注) 1. 2020年6月25日開催の第114期定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役深山正嗣氏、監査役重田雅行氏は退任され、取締役専務執行役員大島浩司氏、取締役常務執行役員君塚一郎氏は辞任いたしました。
2. 当行は、社外取締役齋藤 康氏、秋山勝貞氏、内村廣志氏、戸部知子氏及び社外監査役小野 功氏、花田 力氏、岩原淳一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
3. 社外監査役岩原淳一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(ご参考) 当行は、執行役員制度を採用しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位	担当
谷合 克也	常務執行役員	事務統括部 システム部
小坂 裕巳	常務執行役員	人事部
芦谷 源一	執行役員	本店営業部長
吉田 稔	執行役員	船橋支店長
國井 智之	執行役員	法人営業部長
須場 泰彦	執行役員	システム部長兼事務センター所長
牛川 秀明	執行役員	営業統括部長
藤田 剛	執行役員	経営企画部長

## (2) 会社役員に対する報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当行は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬等諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬等諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役等の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### <取締役等の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針>

役員報酬は、当行及び地域社会の持続的な成長に貢献する優秀な人材を確保・維持し、健全な中長期的発展を動機づけることで、企業価値の向上を図り、全てのステークホルダーからの確かな信頼を得ることに寄与する報酬体系とする。

#### 1. 報酬構成

##### (1) 社外取締役を除く取締役

- 社外取締役を除く取締役の報酬は、金銭報酬として「固定報酬」「業績連動報酬（役員賞与）」及び非金銭報酬として「株式報酬型ストック・オプション」で構成する。
- 「固定報酬」は、役職位ごとの職責や役割に応じて支給する月額報酬とする。支給は、在任中毎月定期的に支払う。
- 「業績連動報酬（役員賞与）」は、各事業年度の業績等を勘案し、当該年度末に在籍した取締役に対して原則として年1回支給する。業績連動報酬は、株主重視の経営意識を高めるため、各事業年度の経営活動を反映する当期純利益を参考指標とし、指名報酬等諮問委員会の審議を経て、取締役会にて支給額を決定する。

- 「株式報酬型ストック・オプション」は、中長期に継続した業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲を高めることを目的に、「取締役及び執行役員ストック・オプション報酬規定」に基づき年1回新株予約権を付与し、退任後に権利行使を認める。
- 報酬構成割合は、固定報酬：業績連動報酬（役員賞与）：株式報酬型ストック・オプションの支給割合を概ね60：20：20とする。
- (2) 社外取締役及び監査役
- 社外取締役及び監査役の報酬は、それぞれの役割や独立性の確保のため、すべて固定報酬とする。支給は、在任中に毎月定期的に支払う。
2. 報酬等の決定に関するガバナンス
- 取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬等諮問委員会を設置し、別に定める「指名報酬等諮問委員会規定」に基づき、下記事項について審議を行ったうえで、取締役会が同委員会からの報告を踏まえて決定する。
- ・取締役・監査役の報酬限度額（株主総会決議事項）に関する事項
  - ・各取締役の報酬に関する事項
- 各監査役に対する報酬は、監査役の協議によって決定する。

## ②当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等	基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
			(固定報酬)	(役員賞与)	
取 締 役	12名	257	154	54	48
監 査 役	7名	53	53	—	—
計	19名	310	208	54	48

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上表には、2020年6月25日開催の第114期定時株主総会終了の時をもって退任した取締役2名及び監査役2名を含んでおります。
3. 業績連動報酬は、株主重視の経営意識を高めるため各事業年度の経営活動を反映する当期純利益を参考指標とし、指名報酬等諮問委員会の審議を経て、取締役会にて支給額を決定いたします。当事業年度における当期純利益（単体）の目標は65億円、実績は73億58百万円となっております。
4. 業績連動報酬は、現時点で金額が確定しておりませんので役員賞与引当金繰入額を記載しております。
5. 非金銭報酬は、中長期に継続した業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲を高めることを目的に、株式報酬型ストック・オプションを導入しております。
6. 2011年6月29日開催の第105期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額480百万円以内、監査役の報酬限度額は年額100百万円以内、また、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬の額は、上記とは別枠にて年額120百万円以内かつ18万株以内と決議いただいております。当該株主総会終了時の取締役の員数は15名、監査役の員数は5名です。
- なお、交付を受けることができる株式の数の上限については、当初36万株以内と決議いただきましたが、2018年10月1日付で株式併合（普通株式2株につき1株の割合）を実施したことから、18万株以内としております。
7. 取締役の個人別の報酬等の決定について、取締役その他第三者への委任は行なってございません。

### (3) 責任限定契約

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
齋 藤 康 (社外取締役)	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
秋 山 勝 貞 (社外取締役)	
内 村 廣 志 (社外取締役)	
戸 部 知 子 (社外取締役)	
小 野 功 (社外監査役)	
花 田 力 (社外監査役)	
岩 原 淳 一 (社外監査役)	

### (4) 補償契約

該当ございません。

### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	契 約 の 内 容 の 概 要
当行取締役、 監 査 役 及び執行役員	当行は、保険会社との間で、当行の取締役、監査役及び執行役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当行が負担しております。 当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。



### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼 職 そ の 他 の 状 況
齋藤 康 (社外取締役)	—
秋山 貞 (社外取締役)	—
内村 志 (社外取締役)	—
戸部 知子 (社外取締役)	—
小野 功 (社外監査役)	株式会社日立ソリューションズ 名誉相談役
花田 力 (社外監査役)	京成電鉄株式会社 相談役 株式会社オリエンタルランド 社外取締役
岩原 淳 (社外監査役)	—

- (注) 1. 社外監査役小野 功氏が兼職しております株式会社日立ソリューションズの親会社である株式会社日立製作所との間において、貸出金等の取引があります。  
2. 社外監査役花田 力氏が兼職しております京成電鉄株式会社及び株式会社オリエンタルランドとの間において、貸出金等の取引があります。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
齋藤 康 (社外取締役)	6年9カ月	当期開催の取締役会11回のうち、11回に出席しております。(出席率100%)	大学教授として長年培ってきた豊富な知識と学校経営の経験から議案審議等に必要の発言を適宜行っております。また、各諸施策の決定や中期経営計画の策定、成長分野への取り組みについて有益な助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。指名・報酬等諮問委員会においても適切な意見を適宜述べるなど高い監督機能を発揮しております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
秋山 勝貞 (社外取締役)	5年9カ月	当期開催の取締役会11回のうち、11回に出席しております。(出席率100%)	金融・経済分野における豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、各諸施策の決定や中期経営計画の策定、ガバナンスの強化について有益な助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。指名・報酬等諮問委員会においても適切な意見を適宜述べるなど高い監督機能を発揮しております。
内村 廣志 (社外取締役)	4年9カ月	当期開催の取締役会11回のうち、11回に出席しております。(出席率100%)	金融・経済分野における豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、各諸施策の決定や中期経営計画の策定、ガバナンスの強化について有益な助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。指名・報酬等諮問委員会においても適切な意見を適宜述べるなど高い監督機能を発揮しております。
戸部 知子 (社外取締役)	9カ月	当期の在任期間中に開催した取締役会8回のうち、8回に出席しております。(出席率100%)	地方自治における豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、各諸施策の決定や中期経営計画の策定、地域振興分野への取り組みについて有益な助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。指名・報酬等諮問委員会においても適切な意見を適宜述べるなど高い監督機能を発揮しております。
小野 功 (社外監査役)	6年9カ月	当期開催の取締役会11回のうち、11回に出席しております。(出席率100%) また、監査役会10回のうち、10回に出席しております。(出席率100%)	豊富な金融関係のIT専門知識及び監査役としての経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
花田 力 (社外監査役)	2年9カ月	当期開催の取締役会11回のうち、11回に出席しております。(出席率100%) また、監査役会10回のうち、10回に出席しております。(出席率100%)	企業経営における豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
岩原 淳一 (社外監査役)	9カ月	当期の在任期間中に開催した取締役会8回のうち、8回に出席しております。(出席率100%) また、同じく在任期間中に開催した監査役会8回のうち、8回に出席しております。(出席率100%)	財務及び会計に関する幅広い専門知識と豊富な経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 1. 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を2回行いました。

2. 小野 功氏は、上記のほか2006年6月から2010年6月まで4年間、社外監査役として在任しております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	8名	30	—

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 期末現在の人数は、社外役員7名（うち社外取締役4名、社外監査役3名）であります。

### (4) 社外役員の意見

該当ございません。

## 4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 395,014千株

発行済株式の総数 138,927千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 15,762名

### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	6,712 <sup>千株</sup>	5.13%
株式会社千葉銀行	6,106	4.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,853	3.71
京葉銀行職員持株会	3,988	3.05
三井住友海上火災保険株式会社	3,759	2.87
住友生命保険相互会社	3,561	2.72
損害保険ジャパン株式会社	3,378	2.58
千葉県民共済生活協同組合	3,100	2.37
明治安田生命保険相互会社	2,969	2.27
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	2,824	2.16

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式(8,265,010株)を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

### (4) 当事業年度中に職務執行の対価として当行役員に対し交付した株式の状況

該当ございません。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
E Y 新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小澤裕治	59	監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小松崎謙		

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記当該事業年度に係る報酬等の金額はこれらの合計額を記載しております。  
3. 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は66百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当ございません。

### (3) 補償契約

該当ございません。

### (4) 会計監査人に関するその他の事項

〈会計監査人の解任又は不再任の決定の方針〉

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また上記のほか、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性等を勘案し、会計監査人の解任又は不再任が必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ございません。

## 7 業務の適正を確保する体制

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当行は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、「行動規範」を明文化するとともに、「コンプライアンス規定」を制定し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備する。また、当行の企業倫理を実践するため、全役職員が日常生活・業務行動におけるコンプライアンスの手引書を指針として活用し、コンプライアンス体制の実効性の向上に努める。
- ②代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」、並びに代表取締役を担当役員とするコンプライアンス統括部署を設置し、コンプライアンス体制を整備する。
- ③コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」は、年度毎に策定し、取締役会の承認を得て、その実施状況について、取締役会に定期的に報告を行う。
- ④役職員の法令等に違反する行為を早期に発見・是正することを目的として、内部通報制度である「コンプライアンス・ホットライン規定」を制定し、適切な運用を図る。
- ⑤市民社会及び企業活動の安全や秩序に脅威を与える、反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で対応し、関係を遮断する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報については、行内規定に則り、適切な保存及び管理を行う。
- ②取締役会議事録及び稟議書等の重要な文書等を適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ①「リスク管理基本規定」をはじめとする各種リスク管理規定を整備し、リスク管理の方針や管理方法を定める。
- ②各種リスク毎の管理担当部署及び当行全体のリスク管理統括部署を明確にする等、リスク管理体制を整備する。
- ③内部監査部門は、リスク管理態勢の適切性について、独立した立場から監査を行う。  
(※「体制」は組織・制度を表し、「態勢」は対応等を表しております。)
- ④大規模災害等のリスク発生時の対応等を、「緊急時対策規定」及び各種マニュアルに定め、必要に応じて訓練を実施する。
- ⑤取締役会は、定期的にリスク管理に関する報告を受け、必要な決定を行う。

#### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ①取締役会は経営計画のほか、事業年度毎に業務方針を定め、企業として達成すべき目標を明確にし、業務運営及び業績管理を行う。
- ②迅速な意思決定と、慎重な審議を行うため、取締役等で構成する「経営会議」を設置する。
- ③執行役員制度を設け、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速化・効率化を図る。
- ④各部門の担当職務及びその権限を明確にするため、「業務分掌規定」等を制定し、取締役の職務執行の効率性確保に努める。

#### **(5) 当行並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ①当行並びにその子会社から成る企業集団（以下「京葉銀行グループ」という。）における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規定」を制定するとともに、子会社各社（以下「グループ各社」という。）に対し、必要に応じて、取締役及び監査役を派遣する。
- ②グループ各社から当行へ適時・適切に協議・報告を行う体制を整備し、一体的な経営管理を行う。
- ③当行からグループ各社へ必要な指導・助言を行う体制を整備し、京葉銀行グループが効率的な業務運営を確保できる体制を構築する。
- ④グループ各社のコンプライアンス及びリスク管理等の体制構築につき指導・監督を行うとともに、当行の内部監査部門がグループ各社への内部監査を実施し、京葉銀行グループ全体として、業務の適正が確保されるよう努める。
- ⑤「財務報告に係る内部統制規定」を制定し、京葉銀行グループにおける財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備・運用する。

#### **(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ①監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役室に監査役補助者を配置するとともに、監査役補助者に対する監査役の指示の実効性を確保する。
- ②監査役の職務を補助すべき使用人の任命及び人事異動等雇用条件に関する事項については、監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。

## (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役及び使用人は当行又はグループ各社において著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ②グループ各社の取締役、監査役及び使用人、又は、これらの者から報告を受けた者は、当行又はグループ各社において著しい損害を及ぼすおそれのある事項について、直ちに監査役に報告する。
- ③監査役は必要に応じて、取締役及び使用人、並びにグループ各社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ④監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

## (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、代表取締役及び内部監査部門、会計監査人等と定期的な会合をもち、意見交換を行う。
- ②監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるができる。
- ③監査役が職務の執行について生ずる費用についてあらかじめ予算を設けるとともに、監査役よりその職務の遂行上必要な費用の請求を受けたときは、速やかにこれを支払う。

## (内部統制システムの運用状況の概要)

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人に対し、実効性の高い監督を行うため、取締役会を11回開催したほか、会社法第370条及び当行の定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を2回行いました。また、取締役会が効率的に行われることを補佐するため、取締役会決議事項の協議、その他行内規定に定めた重要事項を決定する経営会議を32回開催したほか、リスク管理委員会（13回）、ALM委員会（19回）、コンプライアンス委員会（13回）等を開催しました。

### (2) リスク管理体制

リスク管理基本規定や各種リスク管理規定に従い、リスク管理委員会でリスク全般に関する事項について状況の把握と改善策の検討を行ったほか、ALM委員会では、リスクを極小化し収益を極大化すべく、資産・負債の総合管理について検討を行いました。

### **(3) コンプライアンス態勢**

年度毎のコンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、コンプライアンス委員会で進捗状況や今後の対応について協議（4回）したほか、コンプライアンス違反の発生状況や反社会的勢力等との取引の遮断等についてコンプライアンス委員会において協議（13回）し、その内容を取締役会に報告しました。

### **(4) 京葉銀行グループにおける業務の適正の確保**

統括部署である経営企画部は、グループ各社より適時・適切に業務状況等について報告を受け、一体的な経営管理を行っています。また、京葉銀行グループ全体として業務の適正が確保されるよう、当行の内部監査部門がグループ各社への監査を実施し、その内容を取締役会に報告しました。

### **(5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等**

監査役は、内部監査の実施状況について内部監査部門より報告を受けているほか、情報交換を毎月行っています。また、監査役と会計監査人及び内部監査部門は、それぞれの監査計画及び実施状況等について定期的に意見を交換するなど、監査の実効性を高めています。



## 8 特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

## 9 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

## 10 会計参与に関する事項

該当ございません。

## 11 その他

該当ございません。

## 第115期末 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金預け	514,327	預金	4,929,715
現金	42,727	当座預金	70,570
預け	471,599	普通預金	2,953,143
商品有価証券	3,656	貯蓄預金	131,812
商品	14	通知預金	11,638
地方債	3,642	定期預金	1,739,085
地方債	3,642	その他預金	23,465
金銭の信託	2,954	譲渡の他の預金	85,874
有価証券	1,045,707	借用	216,600
債権	529,442	借入金	216,600
地方債	118,992	外国為替	165
株式	88,307	未払外債	27
その他の証券	86,262	未決外債	138
貸出	222,702	未払未決	11,868
引手形	3,875,676	未払未決	1
手形	5,384	未払未決	1,541
証書	23,645	未払未決	1,581
当座貸貸	3,687,482	未払未決	731
外国為替	159,162	未払未決	702
外国他店預け	7,739	未払未決	7,310
その他の資産	7,739	未払未決	1,313
前払費用	37,615	未払未決	54
未収収益	129	未払未決	130
金融派生商品	3,293	未払未決	589
その他の資産	5	未払未決	1,023
有形固定資産	34,187	未払未決	4,570
建物	59,465	未払未決	3,203
土地	23,641	負債の部合計	5,255,108
建設仮勘定	30,806	<b>(純資産の部)</b>	
その他の有形固定資産	583	資本剰余金	49,759
無形固定資産	4,433	資本準備金	39,704
ソフトウェア	7,883	利益剰余金	39,704
ソフトウェア仮勘定	2,159	利益準備金	176,743
その他の無形固定資産	5,557	利益剰余金	10,055
前払年金費用	166	利益剰余金	166,688
延税金資産	1,164	別途積立金	152,720
支払承諾見返金	3,372	繰越利益剰余金	13,968
倒引当金	3,203	自己株式	△8,301
資産の部合計	△15,465	株主資本合計	257,906
	5,547,300	土地再評価差額	26,932
		評価・換算差額等	7,040
		新株予約権	33,973
		純資産の部合計	312
		負債及び純資産の部合計	292,192
			5,547,300



## 連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	514,412	預 渡 性 預 金	4,926,199
商 品 有 価 証 券	3,656	借 用 金	85,874
金 銭 の 信 託	2,954	外 国 為 替	216,600
有 価 証 券	1,047,334	そ の 他 負 債	165
貸 出 金	3,875,818	賞 与 引 当 金	14,569
外 国 為 替	7,739	役 員 賞 与 引 当 金	1,314
そ の 他 資 産	41,022	退 職 給 付 に 係 る 負 債	60
有 形 固 定 資 産	59,477	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	284
建 物	23,642	利 息 返 還 損 失 引 当 金	5
土 地	30,806	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	2
建 設 仮 勘 定	583	偶 発 損 失 引 当 金	589
その他の有形固定資産	4,444	繰 延 税 金 負 債	1,023
無 形 固 定 資 産	7,886	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	515
ソ フ ト ウ ェ ア	2,160	支 払 承 諾	4,570
ソフトウェア仮勘定	5,557	負 債 の 部 合 計	3,203
その他の無形固定資産	168	( 純 資 産 の 部 )	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,970	資 本 金	5,254,977
繰 延 税 金 資 産	3,197	資 本 剰 余 金	49,759
支 払 承 諾 見 返	3,203	利 益 剰 余 金	39,704
貸 倒 引 当 金	△15,643	自 己 株 式	177,123
資 産 の 部 合 計	5,553,028	株 主 資 本 合 計	△8,301
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	258,286
		土 地 再 評 価 差 額 金	27,015
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	7,040
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	451
		新 株 予 約 権	34,507
		非 支 配 株 主 持 分	312
		純 資 産 の 部 合 計	4,944
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	298,051
			5,553,028

# 連結損益計算書 (2020年4月 1日から 2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		62,957
資金運用収益	47,810	
貸出金利息	36,097	
有価証券利息配当金	11,151	
コールローン利息及び買入手形利息	△3	
預け金利息	564	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	11,648	
その他の業務収益	988	
その他の経常収益	2,510	
償却債権取立	2	
その他の経常収益	2,508	
経常費用		50,970
資金調達費用	753	
預金利息	323	
譲渡性預金利息	2	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△5	
債券借取引支払利息	433	
借入金利息	0	
役務取引等費用	4,377	
その他の業務費用	2,201	
その他の経常費用	36,647	
貸倒引当金繰入額	4,173	
その他の経常費用	2,817	
経常利益		11,987
特別利益		95
固定資産処分益	95	
特別損失		1,217
固定資産処分損失	229	
減損損失	987	
税金等調整前当期純利益		10,866
法人税、住民税及び事業税	4,124	
法人税等調整額	△878	
当期純利益		3,246
当期中純利益		7,620
非支配株主に帰属する当期純利益		236
親会社株主に帰属する当期純利益		7,383

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社 京葉銀行  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小澤裕治 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 小松崎謙 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社京葉銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社 京葉銀行  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小澤裕治 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 小松崎謙 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社京葉銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京葉銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (4) 後発事象

2021年5月12日開催の取締役会において、会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得について決議いたしました。当該事項は、監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

2021年5月12日

株式会社 京葉銀行 監査役会

常勤監査役	高橋弘一	Ⓔ
常勤監査役	稗田一浩	Ⓔ
監査役(社外監査役)	小野功	Ⓔ
監査役(社外監査役)	花田力	Ⓔ
監査役(社外監査役)	岩原淳一	Ⓔ

以上

# 定時株主総会会場ご案内図

## 会場

当行千葉みなと本部2階

アルファ

αガーデンホール

千葉市中央区千葉港5番45号

## 交通

JR 京葉線千葉みなと駅から

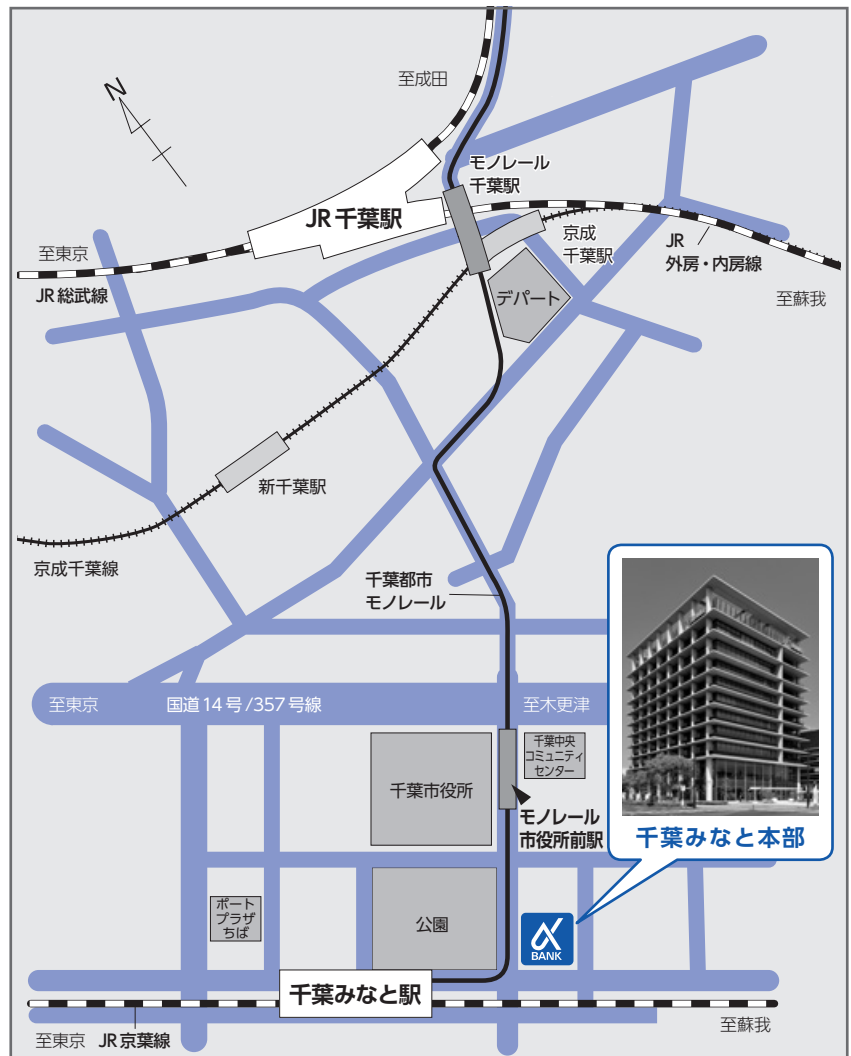
徒歩約4分

千葉都市モノレール市役所前駅から

徒歩約4分

JR千葉駅より千葉都市モノレールにお乗換えの場合は、中央改札をご利用ください。駐車場の用意はいたしておりませんので、お車の来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

会場建物内は全面禁煙とさせていただきますので、ご理解、ご協力のほど重ねてお願い申し上げます。



株式会社 京葉銀行

